

国立大学法人岡山大学SDGsアンバサダー内規

SDGs 推進本部長
制 定
令和元年7月31日

改正 令和3年10月13日

(目的)

第1条 この内規は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）が、その理念・目的の下、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する活動（以下「SDGs活動」という。）に取り組み、持続可能な社会の実現を牽引していくため、本学のSDGs活動に賛同する本学内外の団体又は個人（本学職員を含む。）若しくはSDGs活動を推進する本学学生の組織する本学サークル等の団体のうち、SDGs推進本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めた団体又は個人に対し、名称を付与することにより、本学のSDGs活動の一層の活性化及び充実・発展を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 本条各号に定めるSDGs活動に賛同し、推進に協力する本学内外の団体又は個人には、次条に定める規定に基づき岡山大学SDGsアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の名称を付与する。

- 一 本学のSDGs活動への参画
- 二 本学のSDGs活動の普及推進のための情報発信
- 三 その他本部長が必要と認めた活動

(アンバサダーの種類)

第3条 アンバサダーの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 岡山大学SDGsシニア・アンバサダー
次号に該当する者のうち、特に本部長が認めた本学内外の団体又は個人
- 二 岡山大学SDGsアンバサダー
本学のSDGs活動の普及推進に賛同し、自ら申し出を行いSDGs推進企画会議において認められた本学内外の団体又は個人

(委嘱期間)

第4条 アンバサダーの委嘱期間は、当該委嘱年度限りとする。ただし、本人からの辞任の申し出がない限り年度毎に自動的に更新する。

(経費等)

第5条 アンバサダーが本学においてSDGs活動を行う際に必要な経費及び来学に必要な交通費は、予算の範囲内で法人の定めに基づき負担することがある。

(権利・義務)

第6条 アンバサダーは、本学においてSDGs活動を行う際に必要な施設・設備を本学職員と同様に利用することができる。

2 アンバサダーは、アンバサダー制度の趣旨に合致しないものを除き、法人が定める諸規則を遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、アンバサダーについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年10月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。